平成２５年（再イ）第２１号

鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目21番29号

再生債務者　本田　紘史

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月18日まで

平成26年１月21日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２５年（再イ）第１６号

鹿児島県鹿児島市天保山町22番14号　サーパスシティ天保山一番館403号

再生債務者　小田原　学

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成25年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。

平成26年１月16日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第３１号

静岡県浜松市中区佐藤１丁目３番17―706号

再生債務者　松尾　七重

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年１月22日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号

愛媛県宇和島市津島町山財5501番地

再生債務者　金子　**隆**重

1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年２月21日から平成26年２月28日まで

松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（再ロ）第６号

鹿児島県鹿児島市伊敷台６丁目24番５号

再生債務者　徳永　和親

1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月７日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第７号

大阪府泉佐野市鶴原1452番地の11

再生債務者　吉谷　公明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月19日まで

平成26年１月22日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第３号

香川県丸亀市山北町485番地

再生債務者　松原　成幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月19日まで

平成26年１月22日　高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第４号

鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目43番11号

再生債務者　二宮　義人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月21日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再ロ）第５号

青森市勝田２丁目21番11号

再生債務者　田中せつ子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月22日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第１３号

神奈川県大和市中央３丁目３番27―102号

再生債務者　関根　　満

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月22日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第２号

鳥取県鳥取市若葉台南３丁目20番12号

再生債務者　赤嶋　久男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月22日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第３号

徳島県徳島市上助任町三本松370番地の７

再生債務者　林　眞由美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第８号

札幌市手稲区稲穂５条２丁目３番５号

再生債務者　志賀　重則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１号

福井市松本１丁目32番８号

再生債務者　北谷　直人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月22日　　福井地方裁判所

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十六年一月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/010453251.html

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年一月三十日

北海道砂川市西豊沼二七五番地

（甲）株式会社ローレル

代表取締役　麻谷　浩憲

北海道砂川市西豊沼二七五番地

（乙）有限会社カイラ

取締役　麻谷　浩憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、各社の取締役会の承認決議は、甲については平成二十六年一月二十九日、乙については平成二十六年一月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月一日

掲載頁　一三五頁（号外第一四一号）

平成二十六年一月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

（甲）株式会社三井住友銀行

代表取締役　國部　毅

東京都豊島区巣鴨二丁目一一番一号

（乙）ＳＭＢＣビジネスサポート株式会社

代表取締役　宮島　宏之